

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、 A 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B 特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

A

- 1 電波の型式、周波数、空中線電力
- 2 電波の型式、周波数、空中線電力
- 3 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力
- 4 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力

B

- 電波の規整その他公益上
- 混信の除去その他
- 混信の除去その他
- 電波の規整その他公益上

A-2 次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り A の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り B の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る C によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A

- 1 電源電圧
- 2 電源電圧
- 3 電源電圧又は負荷
- 4 電源電圧又は負荷

B

- 温度
- 外囲の温度又は湿度
- 外囲の温度又は湿度
- 温度

C

- 振動又は衝撃
- 気圧の変化
- 振動又は衝撃
- 気圧の変化

A-3 無線局の主任無線従事者の職務に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- 3 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 4 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに総務大臣に報告すること。

A-4 航空局又は航行中の航空機局が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信に関する次の事項のうち、電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- 2 気象の照会又は時刻の照合のために行う航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の通信
- 3 国の飛行場管制塔の航空局と当該飛行場内を移動する陸上移動局との間で行う飛行場の交通の整理に関する通信
- 4 一の免許人に属する航空機局と当該免許人に属する陸上移動局との間で行う当該免許人以外の者のための急を要する通信

A-5 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を B ならない。但し、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
2 他の無線局	与えない機能を有しなければ	遭難通信
3 重要無線通信を行う無線局	与えない機能を有しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
4 重要無線通信を行う無線局	与えないように運用しなければ	遭難通信

A-6 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2 無線通信の業務に従事する者が、その業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A-7 次の記述は、航空移動業務の無線局の無線電話通信における呼出し及び呼出しの反復について述べたものである。無線局運用規則（第18条、第20条、第154条の2及び第154条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 呼出しは、 A を順次送信して行うものとする。
 ② 航空機局は、 B に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも C を置かなければ、呼出しを反復してはならない。

	A	B	C
1	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下	航空局及び他の航空機局	10秒間の間隔
2	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回以下 (2) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下	航空局及び他の航空機局	1分間の間隔
3	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回以下 (2) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下	航空局	10秒間の間隔
4	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下	航空局	1分間の間隔

A-8 航空局、航空地球局、義務航空機局及び航空機地球局が聴守を要しない場合に関する次の事項のうち、無線局運用規則（第147条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局については、現に通信を行っている場合で聴守することができないとき。
- 2 航空機地球局については、航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を取り扱っている場合は、現に通信を行っている場合で聴守することができないとき。
- 3 航空地球局については、航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を取り扱っていない場合
- 4 義務航空機局については、責任航空局又は交通情報航空局がその指示した周波数の電波の聴守の中止を認めたとき又はやむを得ない事情により無線局運用規則第146条（航空局等の聴守電波）第3項に規定する156.8MHzの電波の聴守をすることができないとき。

A-9 緊急通信を行う場合に関する次の事項のうち、電波法（第52条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 2 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合

A-10 遭難通信を受信した航空局の執るべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第66条及び第70条の6）及び無線局運用規則（第171条の3及び第172条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機の遭難に係る遭難通報に対し応答した航空局は、次の(1)及び(2)に掲げる措置を執らなければならない。
 - (1) 遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して、当該遭難通報を送信すること。
 - (2) 当該遭難に係る航空機を運行する者に遭難の状況を通知すること。
- 2 航空局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 3 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに回答しなければならず、これに回答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。
- 4 航空局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに回答し、かつ、遭難している航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。

A-11 次の記述は、121.5MHzの電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第153条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

121.5MHzの電波の使用は、次の(1)から(6)までに掲げる場合に限る。

- (1) A の航空機局と航空局との間に通信を行う場合で、 B が不明であるとき又は他の航空機局のために使用されているとき。
- (2) 捜索救難に従事する航空機の航空機局と遭難している船舶の船舶局との間に通信を行うとき。
- (3) 航空機局相互間又はこれらの無線局と航空局若しくは船舶局との間に共同の捜索救難のための呼出し、応答又は C の送信を行うとき。
- (4) 121.5MHz以外の周波数の電波を使用することができない航空機局と航空局との間に通信を行うとき。
- (5) 無線機器の試験又は調整を行う場合で、総務大臣が別に告示する方法により試験信号の送信を行うとき。
- (6) (1)から(5)までに掲げる場合を除くほか、急を要する通信を行うとき。

A	B	C
1 急迫の危険状態にある航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	通報
2 急迫の危険状態にある航空機	通常使用する電波	準備信号
3 航行中又は航行の準備中の航空機	通常使用する電波	通報
4 航行中又は航行の準備中の航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	準備信号

A-12 次の記述は、遭難通信の取扱いをしなかった場合等の罰則について述べたものである。電波法（第105条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、 B に処する。
- ② 遭難通信の取扱いを妨害した者も、①と同様とする。

A	B
1 無線通信の業務に従事する者	1年以上10年以下の懲役
2 免許人及び無線従事者	1年以上の有期懲役
3 無線通信の業務に従事する者	1年以上の有期懲役
4 免許人及び無線従事者	1年以上10年以下の懲役

A-13 航空移動業務の無線局の免許状及び無線従事者免許証に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下3において同じ。）に返納しなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、その変更を生じた日から10日以内に、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
 - (1) 免許証
 - (2) 写真1枚
 - (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類
- 4 航空機局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。

A-14 次の記述は、無線局に備え付ける書類等について述べたものである。電波法（第60条）及び無線局運用規則（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局には、 A その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの B の備付けを省略することができる。
- ② ①の時計は、その時刻を C 1回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。

	A	B	C
1	正確な時計及び無線業務日誌	全部又は一部	毎日
2	正確な時計	全部又は一部	毎週
3	正確な時計及び無線業務日誌	全部	毎週
4	正確な時計	全部	毎日

B-1 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第18条及び第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して ア において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務航空機局の免許の有効期間は、①にかかわらず、無期限とする。
- ③ 航空局の免許の有効期間は、 イ とする。
- ④ ③の規定は、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、③の規定にかかわらず、この一定の時期に免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- ⑤ 航空局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 ウ を超えない期間において行わなければならない（注）。

注 無線局免許手続規則第18条（申請の期間）第1項ただし書、同条第2項及び第3項に定める場合を除く。

- ⑥ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(4)までに掲げる事項を指定して、 エ を与える。

(1) 電波の型式及び周波数 (2) 識別信号 (3) オ (4) 運用許容時間

- | | | | | | | | |
|---|---------------|----|-------------|---|----------|---|--------|
| 1 | 5年を超えない範囲内 | 2 | 10年を超えない範囲内 | 3 | 5年 | 4 | 3年 |
| 5 | 3箇月以上6箇月 | 6 | 1箇月以上1年 | 7 | 無線局の予備免許 | 8 | 無線局の免許 |
| 9 | 空中線電力及び実効輻射電力 | 10 | 空中線電力 | | | | |

B-2 次の記述は、航空移動業務の無線局の無線電話通信における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第18条及び第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、「ア」に調整し、「イ」の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、「ウ」を確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、「エ」に混信を与えるおそれがあるときは、「オ」でなければ呼出しをしてはならない。

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1 送信機を最良の状態 | 2 受信機を最良の感度 |
| 3 遭難通信、緊急通信及び安全通信に使用する電波 | 4 自局の発射しようとする電波 |
| 5 自局に対する呼出しがないかどうか | 6 他の通信に混信を与えないこと |
| 7 他の通信 | 8 重要無線通信 |
| 9 その通信が終了した後 | 10 少なくとも10分間経過した後 |

B-3 航空移動業務の無線電話通信に係る次の記述のうち、無線局運用規則（第163条、第164条及び第166条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

ア 航空無線電話通信網に属する航空局は、航空機局が他の航空局に対して送信している通報で自局に関係のあるものを受信したときは、特に支障がある場合を除くほか、その受信を終了したときから2分以内にその通報に係る受信証を当該他の航空局に送信するものとする。この受信証を受信した航空局は、当該通報に係るその後の送信を省略しなければならない。

イ 航空無線電話通信網に属する航空局は、当該航空無線電話通信網内の無線局の行うすべての通信を受信しなければならない。

ウ 無線電話通信においては、通報を確実に受信した場合の受信証の送信は、航空機局の場合には、次の事項を送信して行うものとする。

「自局の呼出符号又は呼出名称」1回

エ 無線電話通信においては、通報を確実に受信した場合の受信証の送信は、航空局の場合であって、相手局が航空機局であるときには、次の事項を送信して行うものとする。

「相手局の呼出符号又は呼出名称」1回。なお、必要がある場合は、「自局の呼出符号又は呼出名称」1回を付する。

オ 無線電話通信においては、通報を確実に受信した場合の受信証の送信は、航空局の場合であって、相手局が航空局であるときには、次の事項を送信して行うものとする。

「相手局の呼出符号又は呼出名称」1回

B-4 航空移動業務の遭難通信が終了したときに遭難通信を宰領した航空局又は航空機局が執らなければならない措置に関する次の事項のうち、無線局運用規則（第174条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

ア 直ちに遭難に係る航空機を運行する者にその旨を通知しなければならない。

イ 直ちに遭難に係る航空機の付近を航行中の他の航空機にその旨を通知しなければならない。

ウ 直ちに航空交通管制の機関にその旨を通知しなければならない。

エ 直ちに海上保安庁その他の救助機関にその旨を通知しなければならない。

オ できる限り遭難に係る航空機の付近を航行中の船舶にその旨を通知しなければならない。

B-5 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣から受けることがある処分に関する次の事項のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 3箇月以内の期間を定めて無線設備の操作の範囲を制限する処分
- イ 無線従事者の免許の取消しの処分
- ウ 期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分
- エ 3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止する処分
- オ 期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の周波数又は空中線電力を制限する処分

B-6 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要なで輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の及び、業務の性質上可能な場合には、受信局のは、特に注意して選定しなければならない。
- ④ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、にしなければならない。

- | | | | |
|---------|----------|-------------|------------------|
| 1 不要な伝送 | 2 長時間の伝送 | 3 識別表示のない信号 | 4 無線通信規則に定めのない略語 |
| 5 十分な電力 | 6 最小限の電力 | 7 無線設備 | 8 位置 |
| 9 最大 | 10 最小 | | |